

磐田市上下水道事業の電子申請等に関する利用要領

1 目的

この要領は、磐田市上下水道事業における各種電子申請及び届出（以下「電子申請等」という。）に関し、磐田市指定給水装置工事事業者または磐田市排水設備指定工事店事業者（以下「指定工事事業者」という。）が電子申請・届出フォーム（以下「Logo フォーム」という。）を利用するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 Logo フォームの利用方法

- (1) Logo フォームを利用するにあたっては、電子申請等するための「磐田市上下水道事業 Logo フォーム認証登録申込書（以下「申込書」という。）」（様式第1号）を市へ用紙で直接提出する。また、その際社員証など身分を確認できるものを提示すること。
- (2) 市からは「Logo フォーム認証ID・パスワード付与通知書」（様式第2号）を申込書記載のメールアドレス宛にメールで送付する。
- (3) 指定工事事業者が設置者（施主）に代わって「3②アまたはイ」を申請する場合は、設置者が自署した「代理人（選定・変更・廃止）届出書」（様式第3号）を必ず添付すること。
- (4) Logo フォームで申請・届出後、自動で受信確認メールが送信されるので、必ず受信確認を行うこと。また、送信後の問合せには、そのメールに表示される受付番号が必要となるため、保存しておくこと。
- (5) 各申請等に添付するデータのファイル形式はPDFデータとすること。
- (6) 添付書類の原本は原則、指定工事事業者が保管するものとする。ただし、市から提出を求められた時は速やかに提出すること。

3 Logo フォームの利用対象

Logo フォームは、市から認証IDを付与された指定工事事業者が申請・届出または代理申請する場合で、以下のものに限り利用することができる。

- ① 給水装置工事に関する申請・届出
 - ア 指定給水装置工事事業者内容変更届

② 排水設備工事に関する申請・届出

ア 排水設備設置計画確認申請書のうち土地・家屋所有者、土地通過者が設置者と同一であるもの

イ 除害施設等設置計画確認申請書

ウ 排水設備指定工事店変更届出書

エ 排水設備工事完了届

オ 下水道開始・休止届

令和7年 6月17日施行

令和8年 4月 1日改正